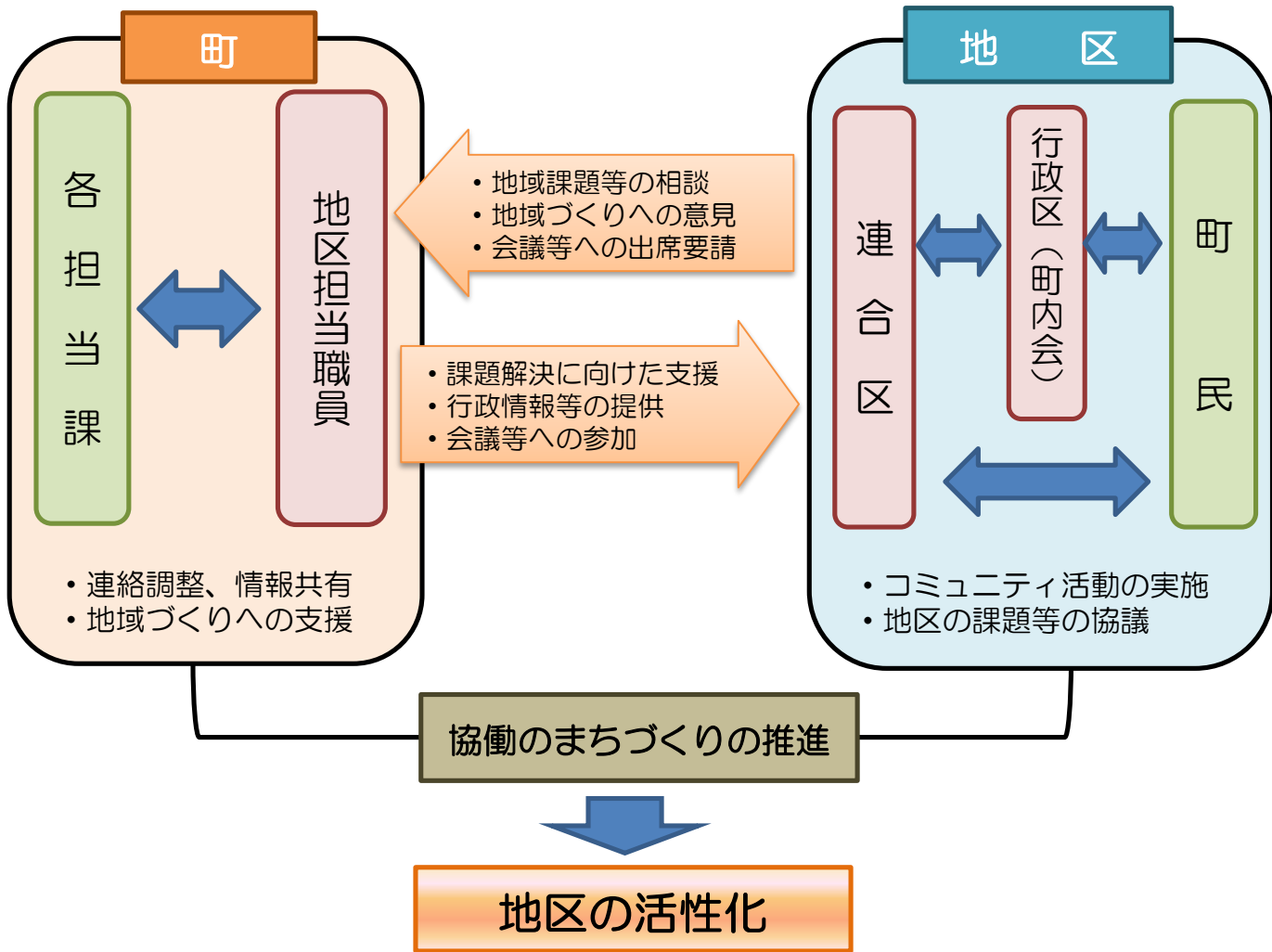


奈井江町地区担当職員制度の概要

1. 地区担当職員とは？

地区担当職員は、地区と町の相互理解と信頼関係を深めるとともに、地区のコミュニティ強化と地区活動の活性化を図るため、町内を12の地区に分けて配置する職員です。

各地区の担当職員は、地区と行政をつなぐコーディネーター役として、通常業務を兼務しながら、行政経験を活かして地域づくりの支援を担っていきます。



2. 地区担当職員の地区割、配置する職員数は？

地区割 (12地区)	①北町連合区	②本町連合区・高島7区	③南町連合区
	④東町連合区	⑤向ヶ丘連合区・住友新町	⑥瑞穂連合区
	⑦大和連合区	⑧白山連合区	⑨巖島連合区
	⑩宮村連合区	⑪茶志内連合区	⑫高島連合区
担当職員数	1地区あたり3名配置(課長職・課長補佐職・主幹職・係長職)		

3. 地区担当職員の役割

- ①地区からの相談や課題などの受け付けと、役場内での連絡調整を行います。
- ②担当地区に対する各種情報提供や、担当地区の現状、課題等の把握を行います。
- ③連合区の総会や役員会等に参加し、地区の課題解決や活性化に向けた協議を行います。
- ④担当地区のコミュニティ活動を支援するために必要な助言等を行います。

※個人的な要望や苦情等の処理は、役割に含まれません。

※道路の補修や公園の草刈、ごみの不法投棄など、担当課が直接対応した方がスムーズな事案については、直接、担当課に連絡・相談をお願いします。

4. 地区担当職員制度Q & A

Q	地区担当職員に相談をすれば、全て解決してくれるのですか？
A	地区担当職員には、異なる課の職員を配置しますが、行政分野を全て承知しているわけではありませんので、その場で回答できない場合は、担当課と協議や調整を行った後にお答えします。しかしながら、解決が困難な課題が出ることも予想されます。その場合は、地域の発展のために、町と町民の皆さんが、お互いに協力しながら、何ができるか、一緒に考えていきたいと思えます。
Q	地区担当職員は、いつでも地区に来てくれるのですか？
A	地区担当職員は、通常業務を兼務しているので、会議や出張で多忙な場合もありますので、リーダーを中心として調整を行い、地区の要請に応じて参加できるよう努力します。
Q	町民は、誰でも役場に行って地区担当職員に相談することができるのですか？
A	地区との相談や協議をよりスムーズに行うため、連合区長や役員の方など、各地区2～3名程度の相談担当者を決めていただき、その方と地区担当職員が地区の課題等について話し合いを行うようにします。一般の町民の方で、相談を希望する方は、事前に地区の相談担当者の方と相談をお願いします。
Q	地区担当職員は、地区の事業であれば、何でも手伝いをしてくれるのですか？
A	地区担当職員は、コミュニティ活動の支援という立場で、公務として関わります。したがって、連合区や行政区が日常的に行う庶務や活動、例えば、総会資料の作成、会計処理などは、地域の自主性を損なうおそれがあるため、行わないこととしています。また、参加要請のあった会議以外の地区の行事や、飲食を伴う懇親会には、参加しないこととしています。
Q	配置される地区担当職員は、いつまでも同じ職員なのですか？
A	地区担当職員は、毎年度、町長が決定することを原則としていますが、地区の町民の皆さんの信頼関係の構築と、制度の円滑な運営を図るため、人事異動等がない限り、令和4年度から5年度は同じ職員が地区を担当します。